

助成金

「安全管理者」選任時研修

建設業・運送業・製造業・電気ガス業・通信業などの業種で、労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法第11条の規定に基づき、安全管理者を選任して、作業員の安全確保のための作業現場の巡回、工具や設備の点検、安全指導、避難訓練の計画や実施など、日々の安全管理に関する業務に従事させなければなりません。

安全管理者は、一定の学歴と経験に加えて、厚生労働大臣が定める「**安全管理者選任時研修**」を修了した者でなければ選任できませんので、この機会に予定者の受講をお願いします。

対象者 安全管理者として選任を予定する方

講習の内容(労働安全衛生規則に基づき厚生労働大臣が定めるカリキュラム)

- 1 安全管理(3時間)
- 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置(3時間)
- 3 安全教育(1.5時間)
- 4 関係法令(1.5時間)



労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、安全管理者の選任を義務づけており、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。

日 時 令和8年**5月26日(火)～27日(水)** 1日目 9:00～16:30 2日目 9:00～12:30

※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会 場 地場産業振興センター(足利市朝倉町32-11)

受講料 18,700円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間 令和8年3月2日(月)～ 5月12日(火) 定員30名

申込方法 ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から**受講料の30%が助成**されます